

政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和7年1月14日（火曜日）

開 会 午前 9時56分

閉 会 午前10時30分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 14人

座 長	吉 田 修
副 座 長	田 辺 裕 三
委 員	金 岡 貴 裕
//	飯 山 勝 彦
//	豊 岡 達 郎
//	岡 部 享
//	江 西 照 康
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	成 田 光 雄
//	橋 本 雅 雄
//	松 井 桂 将
//	鋪 田 博 紀
//	赤 星 ゆかり

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	中村	敏之
議会事務局次長	高田	まどか
庶務課参事（庶務課長）	澤野	重雄
庶務課主幹（課長代理）	中山	崇
庶務課副主幹（庶務係長）	竹端	志織
庶務課主事	今井	知夏

6 協議結果について

1 グリーン車の利用について

富山市議会自由民主党のグリーン車の利用に関する提案については、指定席とグリーン車の金額差は大きく、やむを得ず乗るときは、差額を自己負担したらいいのではないかといった意見があり、意見の一致を見なかった。

2 宿泊費について（国の旅費制度の改正について）

自由民主党の宿泊費に関する提案については、国の政令や本市の旅費条例などの動向を確認する必要があったため、事務局より説明を行った。指針の改正については、本市の旅費条例の改正内容に準じて改正すること、施行時期については、本市の旅費条例の施行時期と同時期にすることに決定した。

7 会議の概要

座長 ただいまから、政務活動費のあり方検討会を開会いたします。

 本日の議事録の署名委員に、江西委員、鋪田委員を指名いたします。よろしくお願いします。

 これより協議事項に入ります。

 本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

 本日の検討会では、各会派から出された運用指針上の課題・対応案のうち、2つの案件について協議を行い、まずグリーン車の利用について、検討会としての結論を出したいと思います。

 それでは、協議の進め方について御説明します。

 報告いただいております案件に対する各会派の賛否を基に、まず賛成以外の立場の会派から意見をお伺いし、その後、賛成の意見を含め、ほかに御意見があれば発言していただきます。

 意見等が出尽くしたところで、原案または修正案の賛否について採決し、これまでどおり、全会一致の場合にのみ指針を改正することにいたします。

 なお、全会一致となった場合には、指針の改正案について、次回の検討会でお示ししたいと思います。

 協議の進め方については以上でありますので、御承知おきください。

 それでは、協議事項1番目、富山市議会自由民主党さん提案の「グリーン車の利用について」であります。

 本件に対する各会派の御意見を伺います。

 まず、賛成以外の会派から御意見を伺います。

 立憲民主党さん、よろしくお願いします。

岡部委員 おはようございます。

 富山市議会自由民主党さんから提案されておりますグリーン車の使用について、常任委員会に準ずる形で認めてもいいのではないかという対応案でござい

ます。

もともとグリーン車は利用できるということであったのですが、政務活動費の問題で使えないという形で取決めがされました。そういった経過も含めて、まずグリーン車の利用は時期尚早ではないかというのはこれまでの見解でございます。

ただ、視察の移動時に指定席が取りづらいときがあるという課題も、全く理解できないということでもないのですが、その際の取りづらいという、いわゆる証明といいますか、そこら辺が非常に曖昧な形が見受けられるので、現段階ではいわゆる調査・研究という形にさせていただいているということであり

ます。

以上です。

座長

それでは、賛成以外の会派で、あと日本共産党。

赤星委員

私も今、立憲民主党さんがおっしゃったような内容と同じ考えです。

もともと規定ではグリーン車が利用できることになってはいますが、あれだけの政務活動費の問題が発覚いたしまして、富山市議会として襟を正そうということで、グリーン車は使わないというふうに謙虚にしてきたということがあります。

これを取り払ってしまいますと、取りづらかったというだけではなくて、最初からグリーン車にしておこうという人が必ず出てくるのではないかと思いますので、今は、指定席が取れなくても自由席で行ってもいいですし、普通の乗客と同じような立場で旅行を計画するというので、現状どおりでいいと思います。

座長

2つの会派から賛成以外の意見、反対ということで出たわけですが、賛成の意見を含めてほかの会派から、ぜひ意見表明をお願いします。

鋪田委員

提出者の会派で特にこれ以上言うこともないのですが、ちょっと補足ということで。

理由の１つとして指定席が取りづらいというところもありますけれども、委員会の視察もそうでありますけれども、行程によっては短い期間の間に複数の都市を訪問したりすることで、行程が長い場合はやっぱり体の負担、体調面あるいは年齢等考慮して取ってもいいのではないかといいところもありますし、もともと委員会等では使うこともあり、何が何でもグリーン車ということではなくて、そういったものに必要に応じて使い分ければいいのではないかといいようなことであります。

それから、私どもは当時の政務活動費の指針の改定に参加をしていたわけなのですが、反省点という中で言えば、いわゆる不正な利用、架空の請求とか、そういったことにグリーン車はそういうおそれもないことですし、そういった意味では、十分これまでも議会として反省をしながら進めてきたというところで、そろそろ委員会等に準じて、利用・必要に応じて認めていけばいいのではないのかということでもあります。

座長

自由民主党。

江西委員

反対の方の意見は前回と同様なので、それであれば受け入れざるを得ないなと思うのですが、私が問題とするのは、やっぱりダブルスタンダードというか、これはペナルティーだよと。赤星委員の話にもペナルティー的な要素があったのですが、もう関係ない議員にとっては、どうしてペナルティーがずっと続くのかというところがあるかと思うのです。ですから、変更するならこれはもう、そもそも常任委員会も認めないようにするべきだと思うのです。何かはよくて何かは駄目だと、その理由は１つのペナルティーだということであれば、その判断というのはもう必要ではなくなったと思うので、こういう世知辛い、経費も非常に厳しい世の中ですから、全てにおいてグリーン車を廃止するということをすれば議論の１つも消えると思うので、逆にそうしてもいいぐらいではないかなと思います。そのようなこ

とも考えての1つの議論をしていただければどうか
なと思います。
以上です。

松井委員 うちは丸ですけれども、やはり今、富山市議会自由
民主党さんからあったように、常任委員会は利用可
能ということで、基本的にはそれに準ずる形でいい
かなと。ペナルティー云々については、グリーン車
を取るか取らないかが政務活動費の使い方に影響を
与えるということはないと思っております、うち
の会派としては丸でいいのかなという結論でござい
ます。

座長 大島委員。

大島委員 グリーン車で常任委員会の視察をしております、
恐らく事務局の方も、取りやすさから言ったら、グ
リーン車が利用できれば取りやすいのだと思います
ので、江西委員がおっしゃったように、同じにした
ほうがいいのではないかなという時期に来ていると
思います。

座長 谷口委員。

谷口委員 この後の議題に関わってくる宿泊費もそうなのですが、
私も当局の旅費規程に合わせていけばそれでい
いと思うので、賛成という立場です。

座長 橋本委員。

橋本委員 先ほどからの反対理由に出ていましたけれども、反
対理由の中で政務活動費云々の問題、それとグリー
ン車の問題、これをリンクさせて考えているという
ことは全くナンセンスな話だなと思っております。
グリーン車の問題はまた全然別の話なので、その話
をいつまでも持ち出して、だから反対というのは、
だからどうなのだろうという思いもあるし、そもそ
もグリーン車に乗ることが悪のような捉え方をして

いるというのはどうかなと思っております。グリーン車というものは存在するし、それに乗る人もいるし、別にそれは悪いことではないし、必ずしもグリーン車に乗りなさいと言っているわけではなくて、乗ることも可能だよということにしておけばいいだけの話ではないかなと思っています。

座長

今の意見の中で、新しい切り口といいますか、江西委員から、もし各会派の視察でグリーン車を禁止するなら、委員会の視察のグリーン車も禁止したらいいのではないかという考え方もあるという意見が出たのですけれども、それに関して、立憲民主党さん、何かありますか。

岡部委員

グリーン車という話がかかなり出ていますけれども、一般的に考えたら、グリーン車を使うというのは本当に少ない方だと思うのです。私もグリーン車なんてほとんど乗ったことがなくて、初めてサンダーバードに乗ったら、片方に席が1つで片方に席が2つというのはちょっと驚いたのですけれども、何でこんな席なのかなと思ったぐらいなので、一般の方はほとんどグリーン車は使わないと。

参考資料としてグリーン車の利用について出ていますけれども、富山ー東京間で6,500円ぐらい違うというのは、やっぱり大きい差だと思っています。そういう意味では、やっぱり公務で動くときに、なるべく安く上げるというのは私は基本だと思っていますので、その点はぜひ皆さんも御理解をいただきたいなと思っていますし、先ほど江西委員が言われたように、そうであれば、そもそも常任委員会もグリーン車をやめればいいのかという話もございます。それも私も一理かなと思います。

ただ、取りづらいというところがどの範囲なのか、常任委員会で事務局が大変な苦勞をしているということであれば、そこはまた考え方はいろいろあると思うのですけれども、少なくとも、一般論から言えばグリーン車というのはぜひたくだと私は認識をしていて、そういう感覚の立場から言っているという

ことで。

あと、不正の影響というのは、もともとグリーン車を使ったから不正ということはなかったと思うのですが、ではなぜ政務活動費の不正が発覚したときに、そのことを止めたのかというのも少し振り返る必要があるかなと思っています。
そういう立場で発言をさせていただきました。

座長 赤星委員、どうですか。

赤星委員 今岡部委員が言われた参考資料3に、富山―東京と富山―大阪、指定席とグリーン車の金額が表示されていますけれども、かなり高いです。
それで、グリーン車に乗ることが禁止ではなくて、乗りたい人はその差額を御自分で負担されたら別にいいわけなので。私もどうしても一般の指定席で取れないときがあって、やむを得ずグリーン車を利用したことはありますけれども、高いなと思いました。やっぱり、江西委員の新たな問題提起につきましては一理あります。私は常任委員会についてもグリーン車でなければならないと……

橋本委員 常任委員会の話は違うのではないですか。

座長 まあ、ちょっと違う。

橋本委員 こことは違う。

座長 でも、今新たに提起されたからね。

橋本委員 それはまた別の話だ。

赤星委員 一般にグリーン車というのはなかなか使わないものだとも思います。この金額を見ると、かなりの差額にもなりますので、遠慮しましょうという気持ちで政務活動費から支出はしない、やむを得ず乗るときは自己で負担をするというのでいいと思います。

- 座長 これまでの議論を踏まえて、何か特におっしゃりたい方はいらっしゃいますか。
- 大島委員 グリーン車を利用される場合に、例えば赤星委員の御提案で差額を自分で負担するというのが、事務的、経理的に分かりやすくできるのかどうかというのはちょっと疑問なのですが。
グリーン車に乗った事実はグリーン車に乗った事実であり、支払いはグリーン車の料金で、いろんな往復だとか早割だとか割引がありますけれども、では、差額で計算して、自己負担でこれだけ出しましたということのをきれいに見える化できるのかというのがちょっと心配なのです。
後で言う宿泊費も同じでしょうけれども、高いホテルに泊まって差額で出すというのと同じ発想だと思いますが、そういうのができるのかどうかということのをちょっと知りたいのですが。
- 座長 事務局、領収書はグリーン車の領収書で、実際請求する場合に、グリーン車の差額は請求しないというのは、実務的にできますか。
- 議会事務局参事
（庶務課長） 例えばですけれども、予約画面のハードコピーか何かをつけていただければ、予約画面のところに指定席幾ら、グリーン車幾らと、その日ごとのやつが載っていたりするので、もしそういうことをするのであれば、できないことはないのかなとは思いますが。
- 座長 ほかに何かありますか。
常任委員会の視察の云々というのは、橋本委員からそれは別問題だという御指摘があったのですけれども、今日は旅費云々までは。
- 鋪田委員 今日はではなくて、そもそもここは常任委員会のものを扱う場ではないので、それを外してください。
- 座長 それはそうです。

鋪田委員 江西委員が言われるのは、ダブルスタンダードということ指摘されたので、ここで議論しなさいという話ではないと思うので。
以上です。

座長 そしたら、ほかに御意見がなければ、この提案について改めて賛否を伺いたと思います。グリーン車利用を認めるということについて賛成の委員、挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

座長 反対の委員、挙手を願います。

〔反対者挙手〕

座長 全会派の賛同が得られませんでしたので、この案件については、令和6年度のあり方検討会としては採用しないことに決定をいたしました。
それでよろしいですか。

〔発言する者なし〕

座長 それでは次に、協議事項2番目、自由民主党さん提案の「宿泊費について」であります。
宿泊費についてですが、第2回の検討会のときに、国の政令や本市の旅費条例などの動向を確認する必要がありますので、年度の後半に協議したいとお伝えしておりました。
この国の政令等の改正内容や本市の旅費条例などの動向について、事務局から説明をしていただきます。

議会議務局参事
(庶務課長) あり方検討会のもともとの議題は、宿泊費でございますが、今般、国の旅費制度の改正があり、宿泊費以外にも運用指針に影響するところがございますので、そのことも含めて御説明申し上げます。
国の旅費制度の改正につきましては、令和6年5月15日に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部

を改正する法律」が公布され、改正内容の多くが政令等に委任されていたことから、この段階では、内容の詳細については、分かっておりませんでした。その後、９月２６日には、「国家公務員等の旅費に関する法律施行令」が、１２月２０日には、「国家公務員等の旅費支給規程の一部を改正する省令」が公布され、旅費制度の改正内容について、詳細が分かってまいりました。

それでは、まず、資料の０４を御覧ください。

政令の改正内容についてですが、黄塗りのところでございまして、「宿泊費は、定額支給から、上限付き実費支給とする」「現行の車賃は、国内の定額（１ｋｍあたり３７円）を廃止し、その他の交通費として実費支給とする」「現行の日当は、昼食代を含む諸雑費・用務地内の交通費に充てる旅費から、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む）に充てる旅費に変更し、宿泊を伴う出張にのみ支給する宿泊手当とする」とされ、次のページの黄塗りの部分の種目・内容とされております。次に、資料の０５を御覧ください。

この政令を受け、省令では、黄塗りの部分になりますが、「宿泊費基準額（上限額）」と「宿泊手当の定額」が定められました。これらの内容をまとめたものが、資料の０６になりますので、こちらを御覧ください。

「１宿泊費基準額」につきましては、宿泊する都道府県ごとの上限額の表になります。最高額は埼玉県、東京都、京都府の２万７，０００円、最低額は、福島県、鳥取県、山口県の１万１，０００円となっております。

次のページをお願いします。

「２宿泊手当」につきましては、一夜につき２，４００円の定額で、①の宿泊費に朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合は、定額の３分の２の額とし、②の宿泊費に朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合は、定額の３分の１の額とするとされています。

「３その他の交通費」についてですが、国の政令で

は、路線バスなどの記載はありますが、下線部の「その他の移動に直接要する費用」について、これが何を想定しているのか、国からは今のところ具体的に示されておりません。

国においては、車賃の1 km当たり37円を廃止するとしていますが、本市では、主に学校の先生になりますが、個人の自動車を使用した場合の旅費が想定されることから、このまま車賃を存続するのか、あるいは何か別の方法を導入するのか、これは本市だけでなく、全国の自治体に影響があることだと思いますので、当局側では、今情報収集や対応の検討を進めているところだと聞いております。

このことから、当局側では、概ね国と同様の改正を検討してはおりますが、本市の旅費条例の改正案を3月定例会に提案できるかどうか、現時点では、未定で、6月定例会以降の提案もあり得るとのことです。

国の旅費制度の改正内容や本市の状況については、以上でございます。

座長

事務局から説明がありましたことにつきまして、本市の旅費条例も、国の旅費制度等の改正内容と概ね同様の改正が見込まれます。

私ども議員の公務による旅費については、富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例により、本市の旅費条例に準じているため、座長としましては、本指針につきましても、今回の制度改正の内容については、本市の旅費条例の改正に準じて改正したほうがいいのではないかと考えております。

ただ、旅費条例の改正時期がまだ未定ですので、指針の施行時期につきましても、本市の旅費条例の施行時期と同時期にしたほうがいいのではないかと考えております。

こういった方向性や施行時期などについて、皆さんに御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

鋪田委員 座長が言われたように、本市の条例改正のタイミングで指針の改定をすればいいと思います。

座長 ほかの会派どうでしょうか。

江西委員 今、鋪田委員が言ったように、そもそもそのようなことにすると前回決めていたのではないかなと思うので、そうすればいいのではないかなと思いますが、今の指針の変更といい、日当の変更などでも日当の考え方が今と違いますね。
 だから、想定していなかったような変化も入っていますから、それも含めていろいろな詳細が見えてから検討すればいいのではないかと思います。

座長 皆さんどうでしょう。

松井委員 今言われているように、条例改正のタイミングでいいと思います。
 今、事務局から説明のあったことの確認なのですが、宿泊費基準額とプラス宿泊手当というものが新しくできて、上限は、そしたら、ここにあるように、富山県としては1万5,000円の基準額と宿泊手当2,400円を足した金額が宿泊……

議会事務局参事
 (庶務課長) 富山に泊まる場合はになります。
 一応、こちら、表にございますように、例えば東京都に泊まった場合の上限額が2万7,000円、あくまでもこれは上限額になっております。

松井委員 分かりました。

議会事務局長 今の上限額というのが2万7,000円で、もし宿泊費が1万5,000円でしたら1万5,000円しか出ませんよということです。ですから、2万7,000円は出ませんということで、きちんとした宿泊費しか出ませんという形になります。

座長 あくまでも上限ですよ。

どうぞ。

谷口委員 ということは、今までだったら朝食つきというプランだったのを、朝食つきではないプランにしなければいけないということなのかな。

議会事務局参事
（庶務課長） 例えば朝食つきの場合、国の問答集といいますか、国の省令の意見募集のときの結果のところに書いてあるのですが、宿泊費に夕朝食代相当額が含まれているかの確認方法如何というようなことがございまして、国の答えといたしましては、「宿泊費の請求時、夕朝食代相当額が含まれているかを判別するための資料（夕食及び朝食の有無が記載された予約画面のスクリーンショット等）を添付することなどが考えられます。なお、宿泊料金に含まれる夕朝食代相当額が明確である場合は、その金額を控除して宿泊費を支給することとなる」と書いてありまして、例えば2万円の中に朝食が1,000円だということが分かるのであれば、1万9,000円を宿泊費として支給するということになります。先ほど宿泊手当と申し上げたと思うのですが、一夜当たり2,400円なので、その2,400円の中に夕食代、ここで言う相当額は800円なのですが、朝食代相当額800円というのが入っているというような構成になっております。

座長 ちょっと分かりにくいね。

谷口委員 ちょっと分かりにくい。
 ということは、例えばネットで取る場合に、要は、食事なしと朝食つきがあれば、当然、食事なしで選んでいけばいいということですね。

議会事務局参事
（庶務課長） はい。それと、例えばそもそもが無料朝食が入っているところがございますので、そういった朝食と宿泊費が不可分、要は分離できないということであれば、例えばそれが2万円だったとしたら2万円が出ますよ、ただし、先ほど申し上げた2,400円か

ら８００円を控除した額が宿泊手当として支給されるというような仕組みになっております。

正直、１２月２０日に省令が出たばかりですので、私どもも今勉強している最中ではございますが。

谷口委員 そういう複雑なものも含めて、今の指針は富山市議会の政務活動費の運用指針という形になっているのですが、これを今後改正するときに、当局の旅費規程に準ずるという明確な規定にしていれば、要は当局が変えれば指針も変えるという分かりやすいシステムのほうがいいかなと思います。

大島委員 東京で２万７，０００円出るのでしたら、例えば、安いビジネスホテルではなくてホテルニューオータニクラスを取りましょうという話が恐らく出るとすれば、グリーン車と一緒に、それはぜひいたくだと言われるかどうかということもちゃんと論議をしていただきたい。

私は２万７，０００円まで出るのだったら、セキュリティだとか便利さ、いろんなことを考えて、いいホテルを取れるのだったらという思いの方がいらっしゃると思うので、それはありかなと思うのですが、片やグリーン車はぜひいたくだというお考えの方は、いや、そんな半額で泊まれるのに、一流ホテル、帝国ホテルとか、そういうところを取るのかという話にならないように、またひとつ御検討いただきたいと思います。今から言っておきます。

座長 今の大島委員の意見についてどうでしょうか。

岡部委員 なかなか、そういう方はおられないと思うので、それは置いておいて。

市の条例で決められる範囲で同じようにすれば、私は全然問題ないと思っていますので、やっぱり条例改正に合わせて規定も変えればと思います。

江西委員 これは国家公務員の政令というか令案なのですけれども、富山市と国家公務員のものと全く同じ規定で

すか。

議会議務局参事
(庶務課長)

基本的に、現状は国と同じものがうちの条例に定められていると思っていただいていいと思います。

江西委員

もともと、政務活動費の発端というのは、ホテルの宿泊代が上がってきているので、上限をもう少し緩和できないかというところがあったときに、たまたま上限設定が同じ市の規定があったので、そこが変更されたら同様に改めないかという話がスタートだったと思うのです。

座長

そうですね。

江西委員

ですので、もともとその市の条例に合わせようかということは、たまたまその宿泊料について議論していた内容だと思うので、そこまで広げるのであれば広げるで、また別のテーマでこれも議論すべきところではないかと思います。

座長

ほか、どうですか。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

座長

よろしいですか。

それでは、この件については、本市の旅費条例の改正内容に準じて、指針の改正を行い、また、施行日についても市の旅費条例の施行日と同じくするという方向性でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、異議なしということで、そのように今日のあり方検討会では決定したいと思います。
次回の検討会は、3月定例会最終日の開催を予定しております。
詳細な日程については、また改めて皆さんにお知らせいたします。

したがって、３月定例会で旅費条例の改正が議決された場合は、最終日にその方向で確認するということになりますし、３月定例会で改正されなかった場合、間に合わなかった場合といえますか、今後の方針はまた協議したいということで、される可能性が高いとは思いますが、されない場合もありますので、そのときは、いずれにしても３月定例会最終日にあり方検討会を開催して、方向性なり指針・問題を相談するということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長

それでは、そのように決定をしたいと思います。
これで本日の協議事項は終了いたしました。最後にここまでで何か御意見等がございましたら言ってください。

〔「なし」呼ぶ者あり〕

座長

ありませんか。
それでは、ないようですので、これをもって今日の検討会を閉会いたします。

令和7年1月14日
政務活動費のあり方検討会記録署名

座 長 吉 田 修

署名委員 江 西 照 康

署名委員 鋪 田 博 紀